

## 建設工事等における電子保証（契約保証及び前払金保証）の取扱いについて

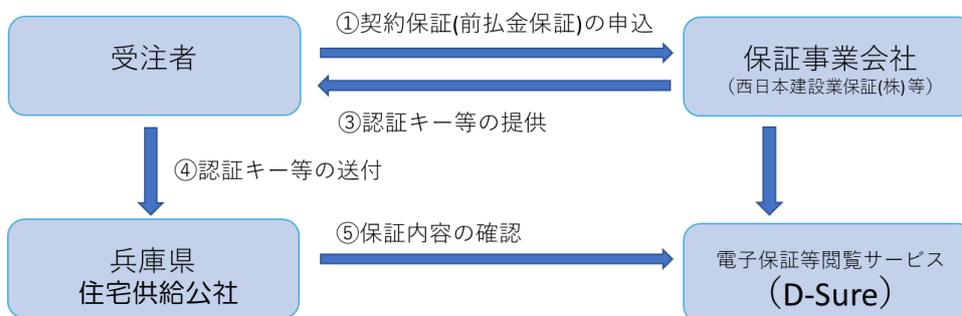
兵庫県住宅供給公社では、下記のとおり建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の取扱いを開始します。

なお、従前通り、紙の保証証書の提出も可能です。

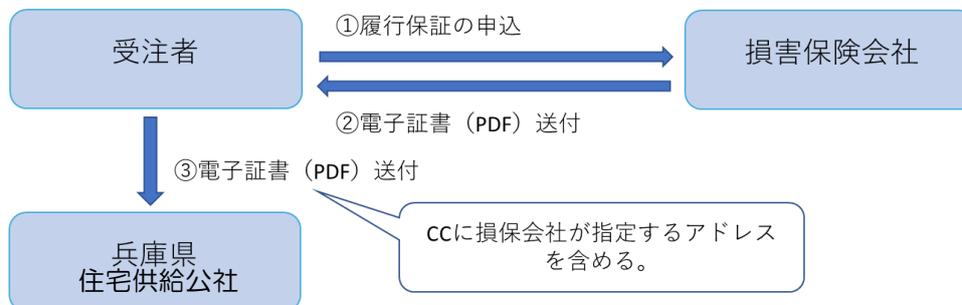
### 記

#### 1 電子保証の提出方法

##### ●保証事業会社の場合



##### ●損害保険会社の場合



※保証事業会社⇒発行された保証契約番号、認証キーをメール本文に記載、又は、添付ファイル(様式自由)にて、当社が指定するアドレス宛提出のうえ、到達確認の電話を行ってください。

※損害保険会社⇒発行されたPDE形式の証券(証書)を電子メールに添付し、当社が指定するアドレスに加え、送信先のCC(複写)欄に保険会社から指定されたアドレス(当社からの保険会社照会用)を入力して提出のうえ、到達確認の電話を行ってください。

#### 2 対象

令和6年12月1日以降に入札公告（入札通知）を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等

#### 3 その他

西日本建設業保証株式会社等の保証事業会社が提供する電子保証の申し込みについては、保証事業会社へお問い合わせください。